

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3274号)

令和7年11月21日

横 情 審 答 申 第 3274 号

令 和 7 年 11 月 21 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年3月24日ご三第1613号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成31年2月～令和3年6月、令和4年9月の間に作成したブロック日誌、連絡会資料、代表者会議録、チーフ会議録、ブロック会議録、児童記録票の内、請求者本人に係る部分」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「特定施設が保有する情報すべて 手帳・メモ・録音等を含むすべて」の個人情報本人開示請求に対し、別表1に掲げる保有個人情報1から保有個人情報6までを特定し一部開示とした決定のうち、別表3に掲げる部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「特定施設が保有する情報すべて 手帳・メモ・録音等を含むすべて」の個人情報本人開示請求（以下「本件本人開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年11月29日付で行った、別表1に掲げる保有個人情報1から保有個人情報6まで（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を取り消し、さらに保有個人情報を特定し、その開示を求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

(1) 本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第22条第3号及び第7号柱書に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

ア 旧条例第22条第3号の該当性について

非開示とした部分のうち、本人開示請求者以外の個人情報については、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、旧条例第22条第3号本文に該当し、ただし書アからウのいずれにも該当せず、非開示とした。

イ 旧条例第22条第7号の該当性について

関係機関との連携に関する情報については、特定施設と当該関係機関との間のみで共有を前提として取得した情報であり、開示することでこの前提を破り、関係機関からの信頼を失うおそれがある。そうなると、以降の連携が難しくなり、児童支援事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、旧条例第22条第7号柱書に該当し、非

開示とした。

また、職員の判断や所見等の情報は、開示することで、審査請求人の認識と異なる場合に職員との信頼関係が損なわれ、審査請求人やその家族と必要な面談を行えない等、相談対応や自立支援業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、旧条例第22条第7号柱書に該当し、非開示とした。

(2) その他

実施機関の担当者の手帳やノートについては、担当者の備忘録として記載したものであったり、検討段階の情報が含まれているものであったりするため、実施機関において組織的に利用するものには当たらず、保有個人情報に該当しない。

施設の防犯カメラデータについては、一定の時間が経過すると上書きされるため、既に消去されており、保有していない。

関係機関とのメールでのやりとりの記録については、既に消去している。また、ファックスで個人情報を取り扱うことはない。そのため、メールやファックスの記録については保有していない。

なお、追加で開示すべきと判断した保有個人情報については、令和5年2月10日付で追加の開示決定を行っており、ほかに審査請求人が求める情報は保有していない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、ほかに保有している情報も含め全ての情報の開示を求める。
- (2) 非開示とされた根拠が個別具体的に示されていないので、どの部分がいずれの根拠に該当するのか不明である。根拠規定として挙げられている旧条例第22条第7号についても、同号アからオまでのいずれに該当するか示されておらず、決定理由の記載に瑕疵がある。
- (3) 旧条例第22条第7号にいう「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要である。「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が求められる。少なくとも、請求人が、実施機関の

判断理由と方針を理解できる程度の情報開示はなされるべきである。「業務に支障が生じる」と一律に判断することは妥当でない。

- (4) 職員の手帳やノート、防犯カメラの録画、メール、ファックス等の記録も保有しているはずであり、開示すべきである。
- (5) 情報保管、開示方法について知識・意識が欠如している。情報の管理体制にも疑念を持たざるを得ない。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 児童養護施設に係る事務について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条では、保護者のない児童等環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設を、児童養護施設と規定している。横浜市では、横浜市児童養護施設条例（昭和23年10月横浜市条例第63号）第1条の規定により児童養護施設を設置し、入所する児童の相談その他の自立のための援助を行っている。

- (3) 本件保有個人情報について

ア 本件保有個人情報は、特定施設が保有する、平成31年2月1日から令和4年9月30日までの期間（ただし、令和3年6月29日から令和4年8月31日までを除く。）の審査請求人に係る保有個人情報の全てであり、別表1に掲げる本件保有個人情報が特定されている。

イ 保有個人情報1は、ブロック内における児童支援に関する文書であり、児童の予定、健康状況、関係機関との連絡、家庭との連絡、児童の言動、職員の支援内容等が記録されている。

ウ 保有個人情報2は、情報共有を目的に定例的に行われる連絡会での各ブロック、係等からの報告をまとめたものであり、ブロック内での出来事、伝達事項

等が記録されている。

エ 保有個人情報3は、各ブロックの代表者が集まる「代表者会議」の開催日ごとの会議録であり、入所の検討、各ブロックからの報告、学園全体の運営に関する協議結果等が記録されている。

オ 保有個人情報4は、各ブロックのチーフが集まる「チーフ会議」の開催日ごとの会議録であり、ブロック運営に関する協議内容、会議内で情報共有した事項等が記録されている。

カ 保有個人情報5は、審査請求人の子が属しているブロックの職員が集まる「ブロック会議」の開催日ごとの会議録であり、ブロック内での共有事項、検討事項、児童への支援方針、支援内容等が記録されている。

キ 保有個人情報6は、入所時に児童相談所から提供される児童及びその家族等に関する文書であり、児童の家族構成、児童相談所の取扱い経過、児童の様子、援助方針等が記録されている。

ク 実施機関は、保有個人情報1のうち別表2に掲げる非開示部分1を旧条例第2条第3号に、保有個人情報1、保有個人情報2及び保有個人情報6のうち別表2に掲げる非開示部分2並びに保有個人情報1から保有個人情報5までのうち非開示部分3を同条第7号柱書に該当するとして非開示としている。

また、本件保有個人情報以外に、担当者の手帳、ノート、施設の防犯カメラの録画データ、メール、ファックス等の記録は保有していないとしている。

当審査会では、本件保有個人情報を見分した上で、以下検討する。

(4) 旧条例第22条第3号の該当性について

ア 旧条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」について、開示しないことができると規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報が

その職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる本人開示請求者以外の個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 非開示部分1は、審査請求人が関与しない状況下で行われた審査請求人以外の者の発言、行動、様子等の情報である。これらの情報は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでに該当しない。

しかし、非開示部分1のうち別表3に掲げる部分については、実施機関内の依頼事項など審査請求人以外の特定の個人の情報を含まないものであるため、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものとは認められず、本号本文に該当しない。

ウ また、非開示部分2及び非開示部分3のうち別表4に掲げるものは、審査請求人以外の特定の個人の情報を記載しており、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでに該当しない。

なお、実施機関は、非開示部分2及び非開示部分3のうち別表4に掲げるものについて旧条例第22条第7号柱書に該当すると主張するが、上記のとおりであるから、同号柱書について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(5) 旧条例第22条第7号柱書の該当性について

ア 旧条例第22条第7号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」について開示しないことができると規定している。

イ 非開示部分2は、実施機関内及び実施機関と実施機関外の者との間で行われた、審査請求人及び審査請求人以外の者に関する報告、連絡、検討等の情報である。これらは開示すると、必要な情報の共有や対応の協議ができなくなり、児童支援事務の遂行に支障を及ぼす蓋然性は高いと認められ、本号柱書に該当する。

しかし、非開示部分2のうち別表3に掲げる部分について、事務的な連絡・依頼や、事務的な対応の事実の記録が記載されている部分は、内容が機微に触

れるものではなく、開示しても、関係者間の情報共有や協議が阻害されて児童支援事務の遂行に支障を及ぼす蓋然性が高いとはいえない。また、審査請求人からの連絡の有無や言動の内容が記載されている部分は、既に審査請求人が知っている情報であり、開示することにより関係者間の情報共有や協議が阻害されて児童支援事務の遂行に支障を及ぼす蓋然性が高いとは認められず、本号柱書に該当しない。

ウ 非開示部分3は、審査請求人に関する担当者の判断、所見等に関する情報である。これらは審査請求人の認識と合致するとは限らないため、開示すると、審査請求人と実施機関との信頼関係を保つことが難しくなる。その結果、審査請求人及びその子への支援が行いにくくなり、児童支援事務の遂行に支障を及ぼす蓋然性は高いと認められ、本号柱書に該当する。

しかし、非開示部分3のうち別表3に掲げる部分については、担当者等の判断・所見などの主観ではなく、事実や予定、事務連絡を記載した部分であり、審査請求人の認識との合致・不合致は関係ない。そのため、開示することにより児童支援事務の遂行に支障を及ぼす蓋然性は高いとは認められず、本号柱書に該当しない。

(6) 保有個人情報の特定について

ア 審査請求人は、手帳、ノート、防犯カメラの録画データ、メール、ファックス等をも特定し開示することを求めているため、この点について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 実施機関の担当者の手帳及びノートは、担当者が個人で購入したものであり、自身のデスクなどに保管して、その管理も個人で行っていた。備忘録、担当者自身の検討段階の情報等を記載するものとして利用しており、他の職員と共有はしていない。

(イ) 防犯カメラの録画データは、録画当日を含めて46日間保存され、それを経過すると上書きにより消去される。開示請求日時点で令和3年6月までのものは既に消去されていたが、令和4年9月1日から同月30日までのデータは残っていた。しかし、開示請求時点では防犯カメラの映像まで考えが至らず、本件処分後に認識した時点では消去されていた。

(ウ) メールについては、個人情報が含まれるものは、その都度消去している。特定の担当者の方針ではなく、不必要に個人情報を保有して漏えいにつながることを避けるため、令和3年度に学園長と各ブロックの職員等で話し合って、職場でそのような扱いをすることにした。ファックスについては、業務上の必要性が低く、もともと個人情報をファックスで扱うことはしていない。同様の理由から録音もしていないので、そのデータもない。

イ 以上を踏まえ、以下検討する。

(ア) 担当者の手帳及びノートは、担当者の備忘録や、担当者自身の検討段階の情報を記載するものとして利用されており、購入及び管理も各自で行っていたということから、組織的に利用するものとして保有されているものとは認められない。

審査請求人は、会議などで担当者が手帳等を見ながら発言、回答していることをもって、手帳等を組織で利用しているものであると主張する。しかし、口頭説明の際、たとえ手帳等を参照していたとしても、当該手帳等はあくまで担当者個人の手控えとして利用されているにすぎず、当該手帳等自体が組織的に利用するものとして保有されているとはいえないから、保有個人情報とは認められない。

(イ) 防犯カメラの録画データについては、開示請求時点で既に上書きにより消去されたものは保有個人情報とは認められないが、開示請求時点で残っていたものについては保有個人情報と認められるので、特定の上、開示・非開示の決定をすべきであったといえる。しかし、既にデータが消去されてしまっている以上、改めて特定することは不可能であるから、原処分を是認せざるを得ない。

(ウ) メールについては、個人情報の含まれるものをその都度消去するという取扱いは、業務上一般的とはいえない。しかし、個人情報の漏えいにつながらないよう、学園長等との話合いの上で行うことになった職場のルールであり、メールを保有しておらず保有個人情報として特定しなかったとの実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえない。

また、ファックス及び録音データについては、個人情報を取り扱う業務で

使用する必要性が低く、その存在を推認させる特段の事情も認められないことから、実施機関の説明が不自然、不合理なものであるとはいえない。

(7) 理由付記について

審査請求人は、4(2)に記載のとおり、本件処分においては理由付記に瑕疵があると主張するので、以下検討する。

本件処分の決定通知書には、根拠規定を適用する理由が相当程度具体的に記述されており、旧条例第22条第7号については柱書が適用されることを示していると理解されるところであって、本件処分が大量の保有個人情報を対象としていることをも考慮すれば、理由付記に違法があるとまではいえない。

しかしながら、今後においては、たとえ大量の保有個人情報が対象となるような場合であっても、非開示部分を分類し分類ごとに非開示根拠を示すなどの工夫により、より丁寧な対応が期待されるところである。

(8) 審査請求人のその他の主張は、審査会の判断に影響を与えるものではない。

(9) 付言

本件本人開示請求の対象保有個人情報の内容が多岐にわたり、また量が膨大であることから、本件処分を行うに当たり、実施機関に相当の負担、困難が伴ったことは理解できる。しかしながら、防犯カメラの録画データは、開示請求時点では一部存在しており特定は可能であったにもかかわらず、特定が遅れたことによって自動的に消去され開示ができなくなった。その他の保有個人情報にも特定漏れがあったために、追加で開示決定を行った。また、結果として開示を相当とする非開示部分も多くみられた。今後、実施機関におかれては、開示請求に係る事務手続をより適切に行われるよう強く望むものである。

(10) 結論

以上のとおり、実施機関が別表1に掲げる本件保有個人情報を特定し一部開示とした決定のうち、別表3に掲げる部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 大川千寿、委員 戸部真澄

別表1 本件保有個人情報

審査請求に係る対象保有個人情報	
保有個人情報 1	ロック日誌
保有個人情報 2	連絡会資料
保有個人情報 3	代表者会議録
保有個人情報 4	チーフ会議録
保有個人情報 5	ロック会議録
保有個人情報 6	児童記録票

別表2 本件保有個人情報のうち実施機関が非開示とした部分

非開示根拠規定	非開示部分		保有個人情報
旧条例第22条 第3号	非開示部分 1	本人開示請求者以外の個人情報	保有個人情報 1
旧条例第22条 第7号柱書	非開示部分 2	関係機関との連携に関する情報	保有個人情報 1、保有個人情報 2、保有個人情報 6
	非開示部分 3	本人開示請求者に対する判断や所見等	保有個人情報 1、保有個人情報 2、保有個人情報 3、保有個人情報 4、保有個人情報 5

別表3 非開示部分のうち開示すべき部分

非開示部分	保有個人情報	開示すべき部分
非開示部分 1	保有個人情報 1	令和元年10月1日の頁の6行目
		令和3年1月12日3頁目の1行目及び最終行
		令和3年4月5日2頁目の10行目
非開示部分 2	保有個人情報 1	平成31年2月1日の頁の2行目から4行目まで
		平成31年3月27日の頁の2行目から3行目まで
		平成31年4月24日の頁

		平成31年4月25日の頁
		令和元年5月7日の頁の2行目から4行目まで
		令和元年5月23日の頁
		令和元年5月28日の頁の2行目から9行目まで
		令和元年5月29日の頁
		令和元年6月19日の頁
		令和元年6月25日1頁目
		令和元年7月26日の頁
		令和元年7月29日の頁
		令和元年7月30日の頁
		令和元年8月5日の頁（同年9月4日と10月1日の間の頁）の8行目から9行目まで
非開示部分2	保有個人情報 1	令和元年11月25日の頁の6行目から7行目まで
		令和元年12月25日の頁
		令和2年1月7日の頁の7行目
		令和2年1月16日の頁の1行目
		令和2年1月21日の頁
		令和2年2月6日の頁
		令和2年2月17日の頁
		令和2年3月10日の頁
		令和2年3月12日1頁目、2頁目の5行目から7行目まで、20行目
		令和2年4月1日の頁の2行目から4行目まで
		令和2年4月9日1頁目
		令和2年4月10日の頁
		令和2年4月20日の頁の11行目から13行目まで
		令和2年4月21日の頁の4行目から8行目まで
		令和2年5月1日の頁
		令和2年5月11日の頁
		令和2年5月14日の頁
		令和2年5月20日の頁の3行目から8行目まで

		令和2年5月22日の頁
		令和2年6月1日2頁目の1行目から2行目まで、 7行目から16行目まで、18行目から19行目まで
		令和2年6月3日の頁
		令和2年6月8日の頁の25行目から28行目まで
		令和2年6月18日の頁の3行目から7行目まで
		令和2年7月2日の頁の5行目から8行目まで
		令和2年7月8日の頁
		令和2年7月10日2頁目
		令和2年7月29日の頁の9行目から10行目まで
		令和2年8月3日の頁
		令和2年8月8日2頁目の20行目から23行目まで
		令和2年8月24日の頁
		令和2年9月8日1頁目、2頁目の30行目から31行 目まで、3頁目24行目から31行目まで
		令和2年9月11日の2頁目
		令和2年9月16日の頁
		令和2年9月17日の頁
非開示部分2	保有個人情報 1	令和2年9月18日の頁
		令和2年9月25日の頁
		令和2年10月5日の頁の7行目から13行目まで、30 行目から31行目まで
		令和2年10月8日の頁
		令和2年10月9日2頁目の4行目及び6行目
		令和2年10月10日2頁目
		令和2年10月12日の頁
		令和2年10月14日の頁
		令和2年10月15日1頁目
		令和2年10月17日2頁目
		令和2年10月22日1頁目の6行目から8行目まで
		令和2年10月26日の頁の2行目から3行目まで、5 行目

非開示部分 2	保有個人情報 1	令和 2 年 10 月 29 日 2 頁目
		令和 2 年 10 月 30 日 2 頁目の 7 行目から 3 頁目 1 行目まで
		令和 2 年 11 月 4 日の頁の 17 行目
		令和 2 年 11 月 5 日 1 頁目、 4 頁目
		令和 2 年 11 月 17 日の頁の 3 行目から 4 行目まで
		令和 2 年 11 月 25 日 1 頁目
		令和 2 年 12 月 16 日（同月 15 日と 21 日の間の頁） 2 頁目の 2 行目から 4 行目まで
		令和 2 年 12 月 24 日 1 頁目の 10 行目から 19 行目まで
		令和 2 年 12 月 30 日 2 頁目の 8 行目から 9 行目まで
		令和 3 年 1 月 12 日 2 頁目の 19 行目から 20 行目まで
		令和 3 年 1 月 13 日 1 頁目の 1 行目から 3 行目 12 文字目まで、 2 頁目の 2 行目から 3 行目まで
		令和 3 年 1 月 18 日 1 頁目の 6 行目から 2 頁目の 3 行目まで
		令和 3 年 1 月 20 日 1 頁目
		令和 3 年 1 月 21 日 2 頁目の 7 行目、 16 行目、 17 行目、 20 行目、 28 行目、 33 行目、 3 頁目
		令和 3 年 1 月 22 日 1 頁目の 9 行目から 11 行目まで、 2 頁目
		令和 3 年 1 月 25 日 1 頁目、 2 頁目の 14 行目から 16 行目まで、 3 頁目の 1 行目、 4 行目から 32 行目まで
		令和 3 年 1 月 26 日の頁の 1 行目から 9 行目まで
		令和 3 年 1 月 27 日 1 頁目の 2 行目、 4 行目、 2 頁目
		令和 3 年 1 月 29 日 1 頁目及び 2 頁目
		令和 3 年 2 月 1 日の頁の 2 行目から 11 行目まで
		令和 3 年 2 月 3 日 1 頁目の 8 行目から 10 行目まで、 3 頁目の 9 行目から 14 行目まで
		令和 3 年 2 月 5 日 1 頁目の 2 行目から 14 行目まで、 2 頁目の 1 行目から 3 行目の 15 文字目まで、 12 行目から 19 行目まで、 21 行目から 25 行目まで、 29 行目か

		ら36行目まで、4頁目の24行目から25行目まで、27行目から29行目まで
		令和3年2月8日の頁の6行目23文字目から7行目末まで
		令和3年2月19日の頁
		令和3年2月22日1頁目の15行目、30行目から36行目まで、2頁目の1行目から4行目まで
		令和3年2月24日4頁目の13行目から15行目まで
		令和3年3月1日2頁目の29行目から30行目まで
		令和3年3月2日1頁目から2頁目まで
		令和3年3月5日1頁目、2頁目の7行目から28行目まで
非開示部分2	保有個人情報 1	令和3年3月8日の頁
		令和3年3月9日1頁目
		令和3年3月11日2頁目、4頁目
		令和3年3月15日3頁目、4頁目の3行目から8行目まで
		令和3年3月16日3頁目の7行目から11行目まで
		令和3年3月17日2頁目
		令和3年3月22日の頁
		令和3年3月24日2頁目の13行目から15行目まで、18行目、24行目から29行目まで
		令和3年3月26日の頁
		令和3年3月27日2頁目の13行目から16行目まで、19行目から22行目まで
		令和3年3月29日2頁目
		令和3年3月30日の頁
		令和3年3月31日の頁
		令和3年4月1日2頁目
		令和3年4月1日の頁（同月3日と5日の間にある頁）の2行目から4行目17文字目まで、5行目から29行目まで

非開示部分2	保有個人情報 1	令和3年4月5日1頁目の8行目から22行目まで
		令和3年4月6日2頁目の1行目から8行目まで
		令和3年4月12日2頁目の2行目から4行目まで、 10行目から13行目まで
		令和4年9月5日の頁の3行目、9行目から10行目 まで
		令和4年9月9日の頁の4行目から6行目まで、15 行目から16行目まで
		令和4年9月13日の頁
		令和4年9月16日の頁
		令和4年9月23日1頁目から4頁目まで
		令和4年9月28日1頁目
		令和4年9月30日1頁目23行目から32行目まで、2 頁目
非開示部分2	保有個人情報 2	令和元年5月29日の資料
		令和元年5月31日の資料
		令和2年1月8日の資料
		令和2年1月10日の資料
		令和2年2月19日の資料
		令和2年4月10日の資料
		令和2年5月13日の資料
		令和2年5月22日の資料
		令和2年6月3日の資料
		令和2年8月5日の資料
		令和2年8月12日の資料（同月7日と26日の間の資 料）
		令和2年8月26日の資料
		令和2年9月16日の資料
		令和2年10月7日の資料
		令和3年1月22日の資料

非開示部分2	保有個人情報 2	令和3年1月27日の資料9行目から10行目まで 令和3年1月29日の資料5行目11文字目から23文字目まで、27文字目から6行目末まで 令和3年3月10日の資料 令和3年4月7日の資料2行目 令和4年9月26日の資料
非開示部分3	保有個人情報 1	令和元年5月1日2頁目の6行目、7行目7文字目から8行目末まで、9行目10文字目から20文字目まで、10行目4文字目から11文字目まで、 3頁目の4行目1文字目から12文字目まで、5行目から14行目7文字目まで、14行目19文字目から15行目末まで、16行目18文字目から行末まで 令和元年5月22日の頁 令和元年7月11日1頁目 令和元年12月29日の頁の2行目 令和2年4月9日2頁目の5行目 令和2年4月20日の頁の7行目 令和2年4月21日の頁の9行目から10行目まで 令和2年4月26日の頁 令和2年4月28日3頁目の1行目から2行目まで、6行目6文字目から行末まで 令和2年8月22日の頁 令和2年9月1日1頁目 令和2年9月4日2頁目4行目25文字目から31文字目まで、25行目1文字目から4文字目まで、23文字目から28行目末まで 令和2年10月2日の頁 令和2年10月10日1頁目の30行目 令和2年10月19日2頁目、4頁目 令和2年10月21日の頁1行目 令和2年10月29日3頁目の16行目、4頁目 令和2年11月2日2頁目

非開示部分3	保有個人情報 1	令和2年11月14日2頁目の13行目、30行目、36行目
		令和2年11月25日2頁目の23行目、3頁目の13行目、15行目
		令和2年11月28日2頁目の12行目8文字目から15文字目まで、13行目
		令和2年12月3日2頁目、3頁目、4頁目の28行目、5頁目の5行目
		令和2年12月7日の頁の16行目から17行目まで、21行目から24行目まで、30行目から32行目まで
		令和2年11(12)月7日の頁(12月7日と同月9日の間にある頁)3行目から4行目まで、15行目から23行目まで、26行目
		令和2年12月16日(同月9日と14日の間にある頁)1頁目12行目から14行目まで
		令和3年1月8日3頁目の8行目、9行目
		令和3年1月27日3頁目の4行目
		令和3年2月5日3頁目の26行目、27行目、30行目、31行目、4頁目の1行目
		令和3年2月10日3頁目の6行目
		令和3年2月14日の頁
		令和3年2月24日3頁目の18行目、4頁目の10行目
		令和3年3月3日の頁
		令和3年3月9日2頁目の4行目
		令和3年3月24日1頁目の26行目
		令和3年3月25日2頁目
		令和3年3月27日1頁目、3頁目の29行目から30行目まで
		令和3年3月29日1頁目、3頁目の6行目、7行目、27行目、33行目から34行目まで、4頁目の1行目から2行目まで、24行目、5頁目の10行目、11行目、19行目から20行目まで、31行目から33行目まで
		令和3年4月2日1頁目の5行目から8行目まで
		令和3年4月1日の頁(同月3日と5日の間にある頁)の30行目から33行目まで

非開示部分3	保有個人情報 1	令和3年4月5日1頁目の1行目から3行目まで、 2頁目の1行目から4行目まで、11行目から12行目 まで
		令和3年4月13日2頁目の2行目から3行目まで、 11行目1文字目から2文字目まで、11行目7文字目 から行末まで
	保有個人情報 2	令和3年1月15日の資料
		令和3年1月20日の資料
		令和3年4月2日の資料
	保有個人情報 3	令和元年5月14日2頁目の4行目
		令和2年7月14日2頁目
		令和2年10月13日の頁
	保有個人情報 5	令和2年6月11日2頁目
		令和2年10月8日の頁
		令和2年12月10日3頁目
		令和3年1月14日2頁目

別表4 旧条例第22条第3号により非開示が妥当な部分

非開示部分	保有個人情報	第3号該当部分
非開示部分2	保有個人情報 1	令和元年8月5日の頁（同年9月4日と10月1日の 間の頁）の2行目から7行目まで
		令和2年3月12日2頁目の8行目から15行目まで
		令和2年12月9日2頁目
		令和3年3月2日3頁目の10行目から11行目まで
	保有個人情報 6	すべて
非開示部分3	保有個人情報 1	令和元年11月20日の頁の11行目
		令和2年4月28日3頁目の5行目から6行目の5文 字目まで
		令和3年3月29日5頁目の21行目から26行目まで
	保有個人情報 3	令和3年1月12日2頁目の3行目から4行目まで
	保有個人情報 4	令和2年1月14日の頁

(注意)

- 1 対象保有個人情報としての頁数は、弁明書別紙添付資料に倣い、一部開示された対象保有個人情報の該当日の頁をいう。該当日の記載で「令和1年」「令和31年」と表記されている部分もあるが、「令和元年」に統一した。
- 2 白抜き部分・空白部分は行数・文字数に数えない。文字数は、1行に記録された文字を左詰めにして数える。記号は1文字と数える。
- 3 欄外の日付・曜日、書面上部に記載された「ブロック日誌」「事務所日誌」などの書面の表題や、「氏名」「連絡事項」などの記入欄の名称、「園長」など確認者のチェック欄、罫線及び空白は、行、文字数に数えない。
- 4 書き足された部分は行数・文字数に数えるが、書き間違いを修正した部分は、修正前の文字の存する行数に含めて数え、独立の行数としては数えない。同様に、文中に挿入された部分は、挿入先の行数に数え、独立の行数としては数えない。
- 5 頁や資料名のみ表示している場合は、該当頁・資料の黒塗り部分すべてを指す。行のみ表示している場合は、該当行の黒塗り部分すべてを指す。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 5 年 3 月 24 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 5 年 10 月 26 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令 和 7 年 2 月 26 日 (第394回第一部会)	・審議
令 和 7 年 3 月 26 日 (第395回第一部会)	・審議
令 和 7 年 4 月 23 日 (第396回第一部会)	・審議
令 和 7 年 5 月 28 日 (第397回第一部会)	・審議
令 和 7 年 6 月 25 日 (第398回第一部会)	・審議
令 和 7 年 7 月 23 日 (第399回第一部会)	・審議
令 和 7 年 8 月 27 日 (第400回第一部会)	・審議
令 和 7 年 9 月 19 日 (第401回第一部会)	・審議